

◆納税証明書を請求する方へのお知らせ◆ 「本人確認」の方法がより厳格になります (平成24年9月1日から実施)

千葉県では、なりすましなどによる納税証明書の不正な取得を防止し、納税者のみなさまの個人情報・法人情報の保護を図るため、交付請求の際の本人確認をより厳格な方法で行います。ご理解とご協力をお願いいたします。

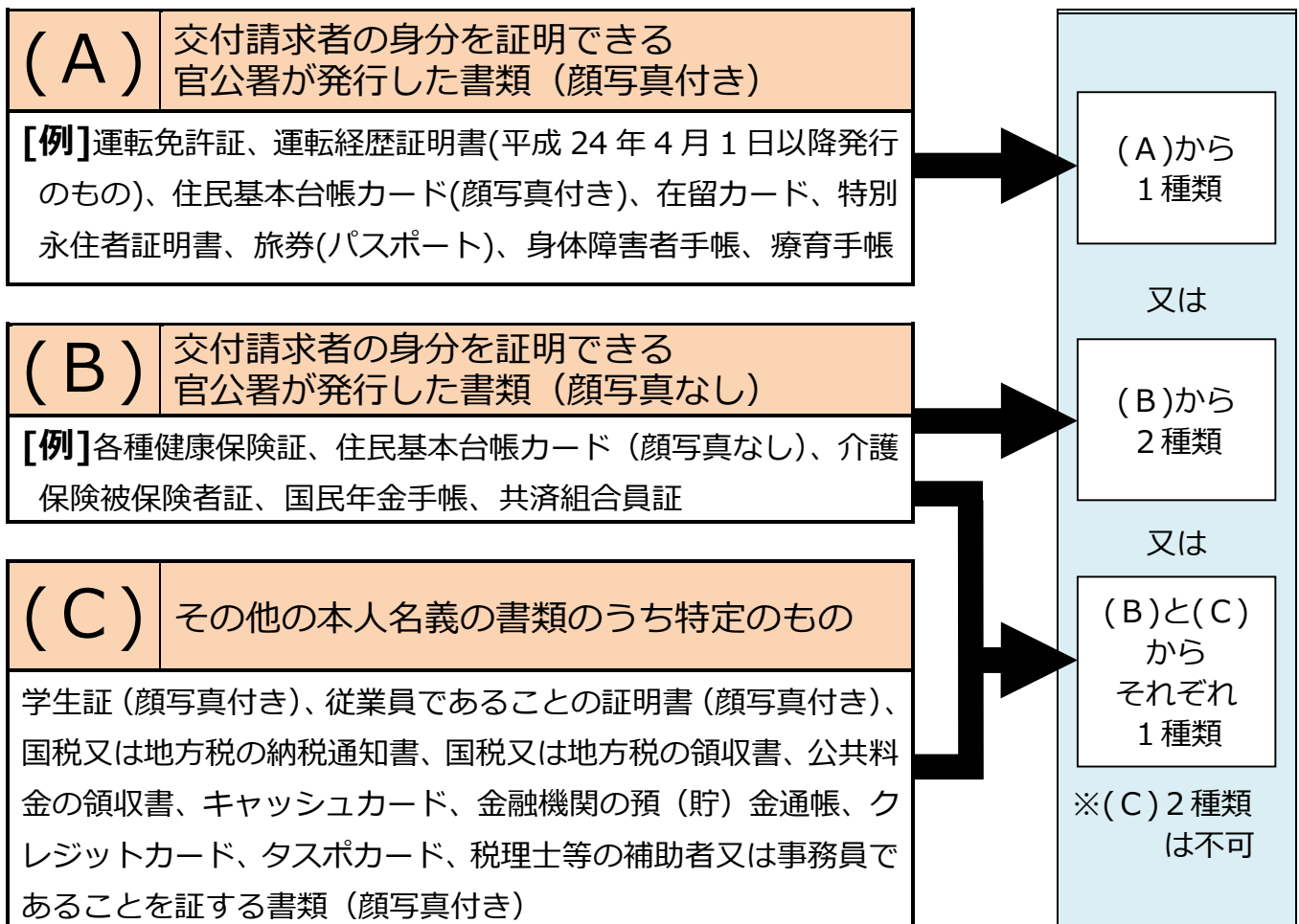
◆対象となる納税証明書

自動車税の車検（継続検査・構造等変更検査）用を除く、全ての納税証明書

◆窓口でご用意いただく本人確認書類

窓口で納税証明書の交付請求をする際は、次の「本人確認書類」をご用意下さい。

なお、代理人が交付請求をする場合は、代理人のものをご用意ください。



- 氏名や住所に変更があった場合は、住民票等の変更内容を確認できる書類をご用意ください。
- 必要に応じて口頭で質問をする場合や、他の本人確認書類を別途をご用意いただく場合があります。
- 有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。
- 納税通知書は発行日から1年以内、領収書は受領印の日付から1年以内のものに限ります。

◆ 本人確認の方法

【窓口での交付請求の場合】

次の書類により、本人確認を行います。

交付請求書を提出する方	必要書類（全てご用意ください。）
本人	○本人確認書類（原本）※表面参照
代理人（受任した税理士等を含む）	○委任状（法人の代理人の場合は代表者印を押印したもの） ○代理人の本人確認書類（原本）
証明の対象となる法人の代表者	○本人確認書類（原本）
証明の対象となる法人の従業員	○従業員であることの証明書（社名、姓名が明記されたもの）又は委任状 ○本人確認書類（原本）
代理人である税理士等の補助者又は事務員	○委任状（納税者から税理士等へ委任するもの） ○補助者又は事務員であることの証明書 ○補助者又は事務員の本人確認書類（原本）

- 税理士等とは、税理士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。
- 税理士等については、税理士等であることを証する書類のうち、顔写真付きのものを本人確認書類(A)、顔写真の無いものを本人確認書類(B)とすることができます。

【郵便等で交付請求をする場合】

納税証明書を次のいずれかに送付することで本人確認をします。（郵便局等に届け出た転送先へは送付されません。）

- ① 県税の納税通知書の送付先
- ② 県税事務所又は自動車税事務所へ届け出ている住所又は所在地
- ③ 委任状に記載された代理人の住所又は所在地（代理人が請求する場合）※

※③に該当する場合は、送付の際に次のいずれか1点を同封して下さい。

- ・本人確認書類（A）又は（B）の写し
- ・住民票（交付を受けた原本）
- ・戸籍の附票（交付を受けた原本）

上記以外への送付をご希望の場合は、お問い合わせください。

■ お問い合わせ先

事務所名	電話番号	事務所名	電話番号
中央県税事務所	043-231-2324	東金県税事務所	0475-54-0223
千葉西県税事務所	043-279-7111	茂原県税事務所	0475-22-1721
船橋県税事務所	047-433-1275	館山県税事務所	0470-22-7117
松戸県税事務所	047-361-2112	木更津県税事務所	0438-25-1110
柏県税事務所	04-7147-1231	市原県税事務所	0436-22-2171
佐倉県税事務所	043-483-1115	自動車税事務所	043-243-2721
香取県税事務所	0478-54-1314	千葉県庁税務課	043-223-2127
旭県税事務所	0479-62-0772		

■ 県ホームページ

URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/syoumei.html>